



乳幼児期の発達保障と 児童発達支援の課題

特集にあたって

中村尚子

2021年、児童発達支援など障害児通所支援を新設した児童福祉法の施行から10年目にあたる。そこで本特集の入り口として、障害児通所支援創設の背景を3点に絞って振り返ってみよう。

一つは、障害児の地域療育のあり方の議論がなされたことである。地域療育の端緒を遡れば、障害児の発達を保障しようと始まった各地の事業をさまざまにあげることができるが、国の政策として明確に掲げられたのは「障害者対策に関する新長期計画」（1993年3月）である。これを具体化するための「障害者プラン」（1995年）に「地域における障害児療育システムの構築」が表明され、通園施設を中核として身近なところに通園事業を配置する整備計画も打ち出された。これが今日の児童発達支援センターと児童発達支援事業を中心とする構想につながっている。

二つめは、社会福祉制度と障害福祉全体の動向である。社会福祉法、支援費制度、さらに障害者自立支援法などによって、社会福祉事業の実施責任、支援者と利用者との関係などに変更があった。その変更は、契約による福祉サービス利用、給付費の代理受領と利用者負担、日額出来高報酬制などを障害児通所支援にもたらしている。またこの変更は、営利事業の拡張とそこから生じる諸問題とも深く関わっている。

そして三つめが、子どもの権利条約（1994年批准）や障害者権利条約（2014年批准）などの人権保障の思潮の力である。障害への特別なケアのある環境で子どもとして発達することを保障する施策を講じることが重要であるという考えは確

実に広がっている。

これらを視野に入れつつ、本特集は今日の時点で、乳幼児の療育を発展させるための課題を明らかにすることを目的とした。児童発達支援では、質の向上をめざして「ガイドライン」が作成されたが、子どもとして育つ権利と障害へのケアを含んだ支援に向かう点で課題があると井原論文は述べる。新井論文は、この間、福祉計画に障害児が含まれたことを評価しつつも、子どもと親のニーズを把握した計画にいたっていないことを明らかにしている。これを放置すると、親子のねがいにもとづく施策は画餅となるだろうが住民の要求に向きあった自治体行政によって、発達支援が課題に位置づく過程を実証的に論じているのが若林論文である。さらに長谷川・中塚論文は、子どもの発達の事実でつながる多様な職員集団が共同によって実践の質を高めてきた経験が綴られている。

日々の通園療育の中で子ども理解を深め実践を積み重ねた安藤報告、「がんばっている」子どもの姿を保育園と共有する努力をつづけた飯室報告、両者は実践の形は異なるけれど、子どもの気持ちを受けとめたいねいな取り組みであり、双方とも児童発達支援センターの役割として重視されなければならない。最後に中村は、児童発達支援の財政基盤である報酬制度の今次改定が、実践を発展させる上で問題をはらんでいることを指摘した。

子どもの発達保障を願うすべての人々とともに本特集を学習する機会をつくっていただければ幸いです。
(なかむら たかこ)